

第2章

米国の国家ミサイル 防衛(NMD)計画

弾道ミサイルおよびその関連技術の拡散は、冷戦後の国際社会の安全保障上の大きな課題となっている。そうした中、北朝鮮、イラン、イラクなど米国に敵対する国々が、近い将来、米国本土を射程に収める長距離弾道ミサイルを配備する可能性が出てきた。クリントン政権は、こうした脅威から米国を防衛するために、20発から30発程度の弾頭を迎撃することを企図した限定的な国家ミサイル防衛(NMD)計画を進めてきた。

このように、NMD計画は、いわゆる拡散「懸念国」からの弾道ミサイル脅威に対処することを目的としていたが、限定的とはいえ、米国本土を防衛する弾道ミサイル防衛網(BMD)であるため、報復能力に基づく伝統的な相互抑止関係を損ねる危険も併せ持っている。ロシアや中国は、NMDのこうした側面をとらえて、NMD計画を非難し続けた。また、欧州の同盟国も、NMDが米ロ関係や欧州の安全保障環境に及ぼす影響などを考慮して、NMD計画に消極的な姿勢をとり続けた。

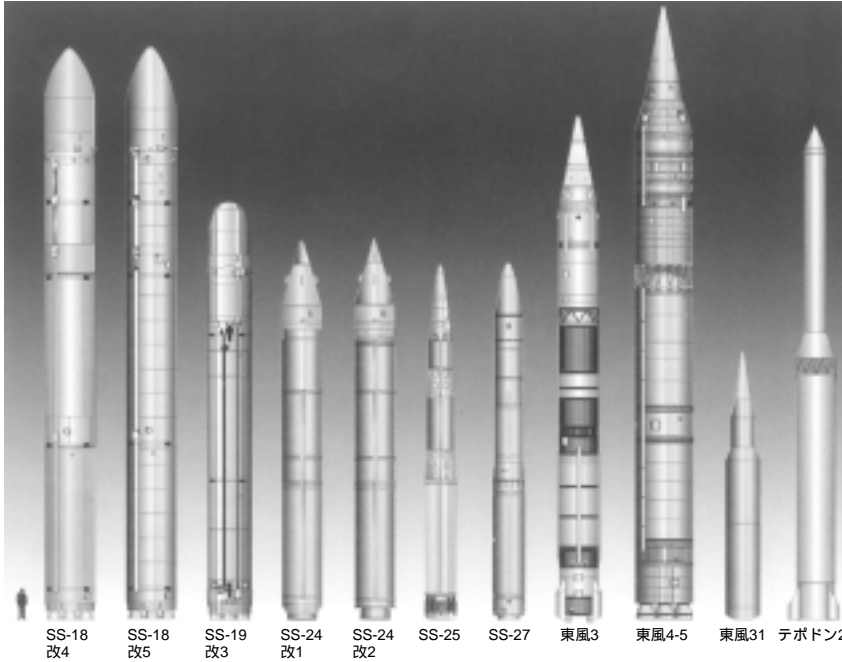
クリントン大統領は、2000年9月1日、NMD技術の完成度を確認できないこと、さらにはNMD配備について同盟国の支持が得られていないこと、さらには中ロ両国の非難を考慮して、NMDの配備決定を次期政権に委ねる決定を下した。なお、ブッシュ新大統領は、選挙戦中からクリントン政権よりも規模の大きなNMD計画を打ち出していたこともあり、就任後遅かれ早かれ、NMDの規模や配備方式などの再検討を進めるであろう。

1 NMD計画の背景と経緯

(1) ブッシュ元政権のミサイル防衛計画

クリントン政権のNMD計画は、1991年1月にブッシュ政権が発表した「限定的攻撃に対するグローバル防衛」(GPALS)構想にさかのぼることができる。GPALSは、レーガン政権の戦略防衛構想(SDI)と異なる

表2 1 各国のICBM



ミサイル	国名	搭載弾頭数	燃料	最大射程 ^(注1) (km)	配備数
SS-18改4	ロシア	10	液体	8,800+	80
SS-18改5	ロシア	10	液体	9,600+	
SS-19改3	ロシア	6	液体	8,800+	150
SS-24改1	ロシア	10	個体	8,800+	36
SS-24改2 ^(注2)	ロシア	10	個体	8,800+	10
SS-25	ロシア	1	個体	11,200+	360
SS-27	ロシア	1	個体	11,200+	20
新型ICBM ^(注3)	ロシア		個体	8,800+	未配備
東風3	中国	1	液体	5,500+	25以下
東風4	中国	1	液体	12,000+	20
東風5	中国	1	液体	12,000+	
東風31	中国	1	個体	7,200+	未配備
東風41 ^(注3)	中国	1	個体	11,200+	未配備
テボドン2 ^(注3)	北朝鮮	1	液体	5,500+	未配備

(注1) 最大射程は概数。この見積もりにはブースト後の推進による射程延伸を含まない。

(注2) SS-24改2のサイロは新型のSS-27用に転換中である。

(注3) ミサイルの飛行実験は行われていない。

(出所) National Air Intelligence Center Wright-Patterson Air Force Base, *Ballistic and Cruise Missile Threat* (September 2000), p. 15から作成。

り、ソ連(ロシア)からの大規模な弾道ミサイル攻撃に対処することを目的としたものではなく、事故や誤認に基づく中ロの大陸間弾道ミサイ

ル(ICBM)発射、あるいは米国に敵対する第三世界の国家からの長距離弾道ミサイルの脅威に対処することを目的としていた。このBMD構想は、次の3種類のミサイル防衛システムから構成されることになっていた。第1は、宇宙配備のミサイル迎撃システムである。第2は、米国内に配備する固定式地上配備ミサイル防衛システムである。第3は、戦域・戦術弾道ミサイルに対する移動可能なミサイル防衛システムであり、海外駐留米軍や同盟国に対する弾道ミサイル攻撃に対処することを目的としていた。

ブッシュ政権がこのようにBMDの研究・開発を進めようとした1つの理由は、ソ連を念頭に置いて構築された核報復に基づく抑止戦略が、冷戦後に浮上し始めた懸念国からの多様な脅威に必ずしも援用できないと認識されるようになったことがある。また、冷戦後、核拡散防止を強化する視点から、核兵器の意義と役割を限定することが求められたが、そのためには地域紛争への対処にあたり、ミサイル防衛を含め、可能な限り通常戦力で対処することが重要と判断されたと思われる。さらに、迎撃能力の高いミサイル防衛網を配備することで、弾道ミサイルの増強・拡散を抑え込むことも期待されたのである。

(2) クリントン政権のNMD計画

93年1月に発足したクリントン政権は、前政権のGPALS計画のうち戦域ミサイル防衛(TMD)の開発、調達を優先事項と位置付けた。それは、海外に展開する駐留米軍や同盟国に対する戦域弾道ミサイルの脅威がすでに存在することを重要視した結果であった。他方、ハワイ州やアラスカ州を含めた米本土に対する長距離弾道ミサイルの脅威が差し迫ったものではないことから、米国50州を防御するNMDに関しては、当面、冷戦期に米ソ両国が合意した弾道弾迎撃ミサイル(ABM)条約で定められた規制の枠内で技術研究・開発を進めることとなった。

国防省は、95年8月から96年2月にかけてBMD計画の再検討を行ったが、その結果、NMDに関しては、技術研究のみにとどまらず、配備

準備計画をも進めることになった。これは、米国に対する弾道ミサイルの脅威が現実になった場合に、遅滞なくNMDを配備する能力を備えるためのものであった。具体的には、97年から3年間、配備を念頭に置いてNMDの研究・開発を促進し、2000年6月にNMDを配備するか否かを判断し、仮に配備を決定すれば、その3年以内、すなわち2003年までに初期配備に入ること、そして配備が決定されなかった場合、配備決定に備えて3年間で配備できる能力を維持しながらNMDの研究・開発を続けるという「3+3計画」が打ち出された。

98年8月、北朝鮮は、日本の上空を横切る形で弾道ミサイルを発射したが、このミサイルは長距離弾道ミサイルの開発を暗示する多段式であったため、米国のNMD計画に大きな影響を与えた。98年7月に提出された「米国に対する弾道ミサイルの脅威を評価する委員会」(ラムズフェルド委員会)の報告書は、従来の米国政府の見積もりと異なり、早ければ北朝鮮やイランが5年以内、すなわち2003年ごろまでに米国を射程に収める弾道ミサイルを開発すると分析していたが、その1カ月半後の北朝鮮による多段式弾道ミサイルの発射は、はからずも同報告書の内容を裏付ける結果となった。

99年1月になると、コーエン国防長官は、米本土に対する懸念国からの弾道ミサイルの脅威が現実のものとなりつつあるとしたうえで、配備予算も含め、2000~2005会計年度の6年間のNMD予算にさらに66億ドルを追加した。この結果、2005会計年度までのNMD関連予算は、総額約105億ドルとなった。他方でコーエン国防長官は、NMDを配備するか否かの決定時期を当初の計画通り2000年6月としつつも、配備が決定された場合の配備時期については、2年遅れの2005年とすること、また技術開発が順調に進めば2005年以前に配備することもあり得るとの新たな方針を打ち出した。これは、NMDの開発・配備計画の拙速を戒めた98年の「ウェルチ報告」に配慮したためと思われる。

共和党が多数を占める米国議会は、毎年のようにNMDの配備を義務づける法案を提出し、クリントン政権に圧力をかけてきたが、98年7月

の「ラムズフェルド委員会」の報告書や、同年8月の北朝鮮による多段式弾道ミサイル発射を受けて、NMDの配備を求める米国議会の要求はますます高まった。そして、99年に入ると、上下両院においてNMDの早期配備を求めるコクラン法案（上院）、ウェルドン法案（下院）が提出され、それぞれ可決された。クリントン大統領は、上院が採択した法案に拒否権を発動しようとしたが、上院がその法案にロシアとの間の戦略核兵器の削減交渉を進めることや、NMD計画が毎年予算審議の対象となることを定めた修正条項を挿入したため、拒否権の行使を見送った。

クリントン政権は、かねてから、NMDの配備を決定するにあたり、①懸念国からの米国に対する弾道ミサイルの脅威の有無、②NMDを構成する各システムの技術的可能性、③NMDの費用、④軍備管理・軍縮への影響の4点を考慮すると述べていたが、上述の修正条項は、政権側に軍備管理・軍縮および費用にかかわる判断の余地を認めるものと解釈したのである。こうしてクリントン大統領は、99年7月下旬、NMD技術が整い次第NMDの配備を義務づける「国家ミサイル防衛法」に署名した。これにより、クリントン政権をはじめ次期政権も、技術的可能性が確認されることを条件に、NMDを配備することが義務づけられることになった。このように、米国政府・議会では、論点がNMD配備の是非から、NMDの配備の時期と規模に移ってきている。

しかしNMDの早期配備を求める議会の動きとは裏腹に、NMDの技術開発は必ずしも順調ではなかった。97年6月および98年1月のセンサー飛行実験と、99年10月の迎撃実験は成功したものの、システム統合実験の形で行われた2000年1月の迎撃実験と、同年7月の迎撃実験には連続して失敗した。クリントン大統領は、これらの失敗からNMD配備の条件である技術的可能性を確認できないと判断するとともに、NMD配備について同盟国の支持が必ずしも得られていないことや、ロシアおよび中国からの非難を考慮して、2000年9月1日、任期中にNMDの配備決定を見送る意向を明らかにした。また、その1週間後、下院政府改革小

委員会で証言した国防省のフィリップ・コイル実験・評価室長は、迎撃ミサイル用のブースター・ロケットの開発などの遅れで、NMD計画が、少なくとも2年半ほど遅れる可能性が高いと証言している。

2 クリントン政権のNMDシステム

(1) NMDシステムの概要

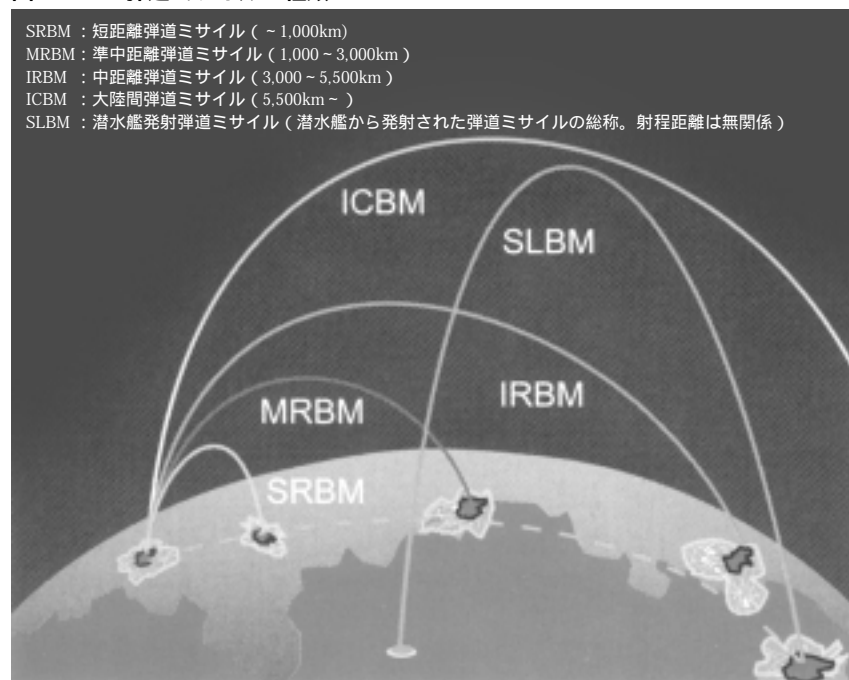
クリントン政権が計画していたNMDシステムは、以下の5点の兵器やセンサーから構成される。第1は、地上発射の弾道弾迎撃ミサイルとそれに搭載される「大気圏外迎撃体（EKV）」である。発射された迎撃ミサイルは、「飛翔迎撃ミサイル通信システム（IFICS）」を介して、「戦闘管理/指揮・統制（BM/C2）センター」から迎撃対象となる弾道ミサイルの位置などに関する情報を取得する。またEKVは、2つの赤外線センサーと1つの可視センサーを搭載しており、後述する「Xバンドレーダー」や「低軌道宇宙配備赤外線システム」が弾頭とデコイの識別に失敗しても、自らのセンサーを用いて弾頭とデコイを識別して目標に激突することができる。なお、迎撃ミサイルは、平時においては地下サイロに配置されている。

第2は、「戦闘管理/指揮・統制・通信（BM/C3）センター」であり、このセンターは、NMDシステムの頭脳となるBM/C2および、通信網と14の地上配備IFICSから構成される。

第3のシステムは、ABMレーダーの中心となるXバンドレーダーであり、高周波のレーダー波で迎撃目標の追尾、識別、攻撃・破壊などの評価を行い、BM/C2へ伝達する。ちなみに、Xバンドレーダーのプロトタイプは太平洋中部のクエジェリン環礁に配備されており、NMDシステムの実験に使用されている。

第4は、地上配備の「改良型早期警戒レーダー（UEWR）」である。早期警戒レーダーは、カリフォルニア、アラスカ、マサチューセッツの

図2 1 弾道ミサイルの種類



(出所) National Air Intelligence Center Wright-Patterson Air Force Base, *Ballistic and Cruise Missile Threat* (September 2000), p. 3から作成。

米国3州と、英国、グリーンランドの5カ所に配備されており、弾頭を追尾する能力を付与すべく改良が計画されている。

第5は、「防衛支援計画(DSP)衛星」とその後継システムである「宇宙配備赤外線システム(SBIRS)」である。DSP衛星は、弾道ミサイルの発射を探知する宇宙配備の早期警戒衛星であり、弾道ミサイルのブースト段階が終了するまで探知し続け、ミサイルの発射地点とおおよその飛翔経路の情報を提供する。こうした任務をより精確に果たす新たな衛星として、宇宙配備赤外線システムの開発が進められている。宇宙配備赤外線システムは、高軌道、低軌道システムの2種類に分けられるが、このうち低軌道システム(SBIRS-Low)は、弾道ミサイル発射後のブースト段階から弾頭が大気圏内に再突入するまでのすべての飛翔経路をモニ

ターするとともに、弾頭とデコイを識別し、迎撃ミサイルの運用に寄与することができると思われている。

(2) NMDシステムの配備計画

クリントン政権は、99年10月、同年3月に発表された国防省弾道ミサイル機構(BMDO)のNMD配備計画を若干修正した新たな配備計画を発表した。それによると、初歩的なNMD突破手段を備えた20~30発の弾頭に対処すべく、①100基の迎撃ミサイルをアラスカに配備するとともに、②1基のXバンドレーダーをアリューシャン列島のシェミア島に配備し、③改良型弾道ミサイル早期警戒レーダー、および④高軌道宇宙配備赤外線システムの運用などを骨子とするNMDシステムを2005~2006年ごろまでに展開するという。さらに、2010~2011年ごろまでをめどに、具体的な数量には言及しないものの、迎撃ミサイルおよびXバンドレーダーを増加するとともに、低軌道宇宙配備赤外線システムを配備して、より高度なNMD突破手段を備えた20~30発の弾頭を迎撃できるNMDシステムを配備するとしている。このように、新たなNMD配備計画が発表されたが、この計画は2001年1月に誕生したブッシュ政権の下で再検討される可能性を否定できない。

なお、連邦議会予算局が2000年4月に公表した2015年までのNMD経費の見積もりによると、100基の迎撃ミサイルからなるNMDシステムの場合、約295億ドルの経費が必要となるが、別のサイトに125基の迎撃ミサイルを追加配備するとともに、低軌道宇宙配備赤外線システムを展開した場合には、600億ドルが必要となるとしている。

3 NMDとABM条約

(1) 冷戦期のABM条約の意義

72年5月、米ソは、第1次戦略兵器制限条約(SALT I)の一環とし

て、ABM条約を締結した。ABM条約は、ICBMなど戦略弾道ミサイルを迎撃するABMシステムの開発・配備を厳しく制限するとともに、配備が許されるのは米ソとも2カ所(後に74年7月の議定書で首都もしくはICBM基地のいずれか1カ所に限定)とし、ABM1基地あたりの迎撃ミサイルの配備数を100基以内とすることなどを定めた無期限の条約である。

ABM条約の意義・目的は、第1に、当時、米ソ間の戦略関係を律する既定の事実であった報復攻撃に基づく相互抑止を法的に確認、制度化するとともに、戦略弾道ミサイルによる相手の報復攻撃の有効性を保証することによって、相互抑止の安定化を図ることにあつた。第2に、安定的な相互抑止を確立することによって、米ソの戦略攻撃戦力の規制、削減の礎石となることが期待された。すなわち、報復能力に基づく抑止が支配的な戦略環境にあつては、ABMシステムなどの戦略防衛能力の増強と戦略弾道ミサイル戦力の増強は密接に連動せざるを得ない。したがって、迎撃ミサイルの配備を規制すれば、戦略弾道ミサイル増強のインセンティブを削ぐことができると考えられたのである。他方、ABM条約がICBM基地や首都などの「拠点防衛」を容認したのは、ICBMのせい弱化を防止することによって報復能力の確保に資することや、最高指導者が居住し、指揮統制機能の中枢である首都を防御することによって危機管理の余地を残すことが可能と考えられたからであつた。

(2) NMDとABM条約の関係

クリントン政権のNMD計画は、ロシアからの戦略弾道ミサイル攻撃に対処することを目的としたBMD計画ではないことから、ABM条約の目的・意義に真っ向から挑戦するものではない。しかしながら、NMDが懸念国の弾道ミサイル脅威から米国の50州を防衛することを目的としているため、自国の領域全体の防御を禁止しているABM条約の第1条を改定しない限り配備に移ることができない。また、米国は、迎撃ミサイルシステムの配備候補地としてアラスカ州とノースダコタ州を挙げてい

るが、アラスカ州に配備する場合も、複数の配備地域を設ける場合も、条約の修正が必要となる。さらに、前項で指摘したABMレーダー(Xバンドレーダー)を、迎撃ミサイル配備地域から遠く離れたアリューシャン列島のシェミア島に配備することが考えられているが、これはABMレーダーの配備個所を迎撃ミサイルシステムの配備地域内とする第3条の規定に反することになる。また、低軌道宇宙配備赤外線システムは、地上配備のABMレーダーの役割も果たすことができるため、海上、空中、宇宙および移動式地上配備のABMシステムあるいはその構成要素の開発、実験、配備を禁止している第5条に反する。そのほか、100基を超える迎撃ミサイルの配備に関しては言うまでもないが、カリフォルニア、アラスカ、マサチューセッツといった米国3州、英国、グリーンランドに改良型弾道ミサイル早期警戒レーダーを配備することも、条約の改定が必要となるかもしれない。このように、今日計画されているNMDシステムを配備するためには、ABM条約との関係でいくつかの点を整理する必要が出てくる。

クリントン政権は、NMDの研究・開発に関しては、ABM条約に反しない形で進めてきたが、配備の段階に入るためには、上で述べたようにABM条約の改定を経なければならなかった。クリントン政権は、ABM条約を米口間の戦略的安定や戦略攻撃戦力削減のための礎石と認識し、このABM条約の基本的意義を損なわない形で懸念国からの弾道ミサイルに対処するNMDを配備することが可能と考えていた。つまり、ロシアの対米抑止力を大きく損なわないABM条約の改定が可能と考えていたのである。また、ABM条約が署名された72年当時に存在していなかった脅威が生じつつあることを考慮すれば、そうした新たな戦略環境に適應すべくABM条約を改定することが必要とも認識していたのである。こうして、クリントン大統領は、99年6月、ドイツのケルンでの米口首脳会談の際に、NMDとABM条約について高級実務レベルでの米口対話を開始することで合意を取り付け、同年8月以降、断続的に対話を進めてきた。

米国国内のNMD配備論者の中には、ヘルムズ上院議員のように、ソ連が解体した時点でABM条約は失効しており、米国はABM条約に拘束されないとの主張や、米ソが対立関係にあった冷戦時代と異なり、冷戦後にはABM条約の存在意義は消滅しているとして、ABM条約からの脱退を求める意見も見受けられる。しかしながら、クリントン政権は、ABM条約は、ソ連解体後、旧ソ連のABM関連施設が設置されていたロシア、ウクライナ、ベラルーシ、カザフスタンによって継承されているとの解釈をとっている。また、ABM条約からの脱退に関しては、コーエン国防長官やハムレ国防副長官が、ロシアの交渉姿勢によってはABM条約からの脱退もあり得ることをほのめかすこともあったが、同条約を戦略的安定の礎石として重要視しているクリントン政権の姿勢から考えれば、これは国内のNMD配備論者へのリップサービス、あるいはロシアをABM条約改定のための本交渉のテーブルに着かせるための戦術と解釈すべきであろう。

4 関係諸国の反応

(1) ロシアと中国

クリントン政権のNMD計画は、先に指摘したように20～30発の弾頭を迎撃することを目的としているが、この程度の迎撃能力を持つNMDであれば、多数の戦略弾頭を配備するロシアの対米報復能力を大きく損なうとは考えにくい。しかしながらロシアは、以下の理由により、NMDの配備はロシアの対米抑止力を損なうととらえて反対している。第1は、NMD能力拡大への危ぐである。米国がNMD配備に着手すれば、迎撃ミサイル技術の確立のみならず、レーダーなどABMシステムの「基盤」を構築したことを意味するため、米国内で迎撃ミサイルのさらなる増強を求める政治的圧力が高まることを恐れているのである。第2は、ロシア自身の保有する弾道ミサイルが老朽化し、数のうえでも減少傾向

にあることである。ロシアが現有するICBMは、SS-27を除き老朽化が進む一方で、旧ソ連時代に比べて生産能力が低下しているためミサイルの更新もままならない。そのためロシアのミサイル戦力は長期的には低下せざるを得ない。こうした状況で米国がNMD配備に踏み切れば、ロシアの対米報復能力がさらに減殺されると判断しているのである。

また中国も、NMDが中国の戦略的安全を直接損なうとしてNMDに激しく反発している。米国本土に到達可能な中国の弾道ミサイルは、単弾頭のICBM10数基程度であると推測されるため、20～30発の弾頭を迎撃するNMDが展開されれば、中国の対米核抑止力は消滅する公算が大きい。さらに中国は、米国がNMDを配備することによって自国の絶対的安全を図り、21世紀において世界の覇者としての地位獲得を目指していると見なし、こうした姿勢はこれまでの軍備管理・軍縮の成果を台無しにするとともに軍拡競争をもたらすと非難している。

米国によるNMD配備を阻止するため、中ロ両国はABM条約の改定に反対する姿勢をとっている。ABM条約の温存を図る中ロは、国連総会に2度にわたってABM条約を維持することを求める決議案を提案した。また2000年7月には、①ABM条約がグローバルな戦略的安定と国際安全保障、並びに核兵器を含む大量破壊兵器の削減と不拡散の基礎であること、②米国のNMD計画は、中ロその他の国々の安全保障のみならず、米国自身の安全保障、さらには世界の戦略バランスにも深刻な悪影響を及ぼすため、NMD計画に強く反対すること、そして③ABM条約の改定は同条約の破壊を意味することなどの主張を盛り込んだ「ABM条約に関する共同声明」を発出した。

ところが、2000年11月中旬になると、それまでABM条約の改定やNMD計画に強く反対してきたロシアの姿勢に若干の変化が見られるようになった。ロシア戦略ロケット軍のヤコブレフ総司令官は、11月13日、戦略弾道ミサイルと迎撃ミサイルを抱き合わせて配備上限を定め、一方のミサイルを増加する場合には他方のミサイルを削減するという新たな軍備管理案を示唆したのである。ロシアは、ABM条約の改定やNMD計

画に強く反対する姿勢をとっているが、その一方で、国内からのNMD配備要求に抗しきれないと判断した米国政府が、ABM条約を破棄してNMDの配備に突き進むことも懸念しているのである。つまりミサイル増強がままならないロシアにとって、その対米核バランスがさらに悪化する事態を招くことを恐れているのである。こうした事態を回避し、従来通り対米核抑止力を維持するためには、限定的なNMDを容認するとしても、NMDの増強の可能性を封じめるようなABM条約の改定に応じると同時に、米国に対し戦略弾道ミサイルの大幅削減を要求したほうが得策であることは明らかである。こうして見ると、ヤコブレフ総司令官の提案は、ロシアの国情を反映した実際的な提案と見なすことができる。また、同日、プーチン大統領は、ABM条約の改定に反対する従来の立場を繰り返しながら、「1年以上前から始めたABM条約に関する対話を続ける用意がある」と言明しているのである。ABM条約をめぐるロシアの今後の動きに注目する必要があるだろう。

(2) 同盟諸国の反応

米国を除く北大西洋条約機構(NATO)諸国は、2000年5月のNATO外相会議、6月のNATO国防相会議で示されたとおり、NMDに対しては消極的あるいは反対の姿勢をとっている。これには以下のような背景があると考えられる。

第1に、NATOに加盟する欧州諸国の多くは、現行のABM条約を戦略的安定のための重要な条件の1つと理解している。したがって、ABM条約の改定や廃棄を余儀なくするNMDは、ロシア、中国の軍拡を招き、戦略的安定を崩す危険をはらんでいると見なしているのである。

第2に、NMDの配備は欧州の安全保障環境を変える可能性があると考えている。いかなる変化がもたらされるかについては大きく分けて2つの見方がある。1つは、NMDの配備によって米国本土に対する懸念国からの弾道ミサイル脅威に対処できるようになるため、米国の対外関与への意欲が減退し、米国の同盟国に対する防衛コミットメントが低下す

るのではないかと、という見方である。いま1つは、NMD配備によってぜい弱を緩和した米国は、単独での軍事介入能力を高めるために、紛争処理における欧州諸国の地位低下につながるのではないかと、という推測もある。

第3に、アメリカのNMD配備は、それが一方的なもの、あるいはABM条約の改定を経たものかを問わず、ロシアに「ロシア版NMD」の配備を促す公算が大きいと、英仏の対米核抑止力に対し否定的な影響を与えることが予想される。今日のロシアの経済・財政状態を顧みれば、近い将来、ロシアが本格的なBMD網の開発・配備に着手することは考えにくい。国力回復後のロシアが「ロシア版NMD」の建設に乗り出せば、英仏の核政策に影響を与えざるを得ない。

第4に、欧州諸国にとって安全保障上の最大の関心事はミサイル防衛ではない。今日の欧州における最も重要な課題は、旧ユーゴスラビア内戦に象徴されるような、欧州域内あるいは近辺の地域紛争処理にある。99年12月のヘルシンキEU首脳会合では、2003年までに6万人規模の緊急展開部隊を編成することが合意された。この課題を優先する欧州諸国から見ると、新たな課題を生起させるNMDには消極的にならざるを得ないのである。

以上のような背景からすれば、2000年9月のクリントン大統領によるNMD配備決定の延期声明に対し、欧州諸国がこぞって歓迎の意を示したのは当然のことであった。今後、ABM条約改定をロシアと交渉する際、それに伴う欧州諸国の懸念をいかに払拭するかが米国にとって大きな課題となってくるであろう。

欧州諸国がNMDに消極的であるのに対し、オーストラリアは、ロシアがABM条約の改定に応じ、米口の下でNMDを配備する場合には、NMDの配備に賛成するという姿勢を打ち出している。他方、日本はこれまで、米国の核の傘に頼る以外は、自らの攻撃力の増強によってミサイル攻撃を抑止するという政策をとってこなかった。けれども、弾道ミサイルを保有する国が増えた現状を踏まえ、99年8月、日米共同技

配備する、しないにかかわらず、ICBM戦力を増強していくものと考えられる。仮に、約10数基を数える中国のICBMの一部が、米国からの先制核攻撃に生き残ることができ、対米報復能力を備えていると見るならば、20～30発程度の弾頭を迎撃できる限定的なNMD計画であっても、中国に対し深刻な影響をもたらす。中国は、対米抑止力を維持するために、ICBMの増強や、既存のICBMのNMD突破能力を強化せざるを得ない。

その一方で、中国の現有ICBM戦力がそもそも残存性を有していない、すなわち対米核抑止力を有していないのであれば、中国は、アメリカによるNMDの配備によって、対米核抑止力の構築にさらなる年月を費やすことを余儀なくされることになる。中国のICBM戦力が対米報復能力を確保しているか否か明確ではないが、いずれにしても、NMDの配備、未配備にかかわらず、昨今のDF-31の飛翔実験などからうかがえるように、中国はICBM戦力の拡充を進めていくはずである。ただし、中国が、NMDの配備を見て、アメリカが中国の安全保障を尊重していないとの認識を深めることは十分あり得る。その結果、米中関係に対立の様相が一層色濃く出てくることも否めない。

(2) NMDと懸念国の弾道ミサイル

NMDシステムが懸念国の弾道ミサイルや大量破壊兵器の拡散防止に及ぼす影響としては、好ましい影響と悪影響の両面が考えられる。拡散防止に資する側面としては、第1に、迎撃率の高いNMDを配備することができれば、クリントン政権が期待していたように、懸念国の対米向けの弾道ミサイル保有・増強のインセンティブを低下させ、不拡散政策に一定の役割を果たすことも考えられる。第2に、NMDは拒否的抑止の強化につながることから、それだけ核報復など報復的抑止への依存度を軽減し、核不拡散政策を側面から支援する効果も期待できる。

しかしながら、同時にNMDは、懸念国の弾道ミサイルや大量破壊兵器の増強の呼び水になる危険もはらんでいる。第1に、費用対効果の観

点から、弾道ミサイルが依然としてNMDなどのBMDを凌駕^{りょうが}すると考える懸念国に対しては、NMDの配備が弾道ミサイル増強へのインセンティブとなりかねない。第2に、たとえ費用対効果の面でNMDが弾道ミサイルより優位に立ったとしても、懸念国にとって大量破壊兵器の運搬手段を弾道ミサイル以外に見いだすことが可能であること、さらにはBMD開発計画を持たない多くの国々に対する弾道ミサイルの効用が依然として残ることから、NMD自体が核兵器などの大量破壊兵器の不拡散に資する効果は少ないかもしれない。

(3) NMDと米国の同盟国の安全保障

NMDは懸念国からの限定的な弾道ミサイル攻撃に対処するミサイル防衛網である。したがって、限定的とはいえ米国にとって損害限定手段となり得る。こうしたNMDが配備されれば、少なくとも懸念国との紛争に関する限り、米国は自らの本土に対する報復の危険を恐れることなく軍事作戦を遂行することができる。したがって、懸念国を念頭に置いた同盟国向けの軍事コミットメント、あるいは拡大抑止への信頼性は高まる。つまり、米国本土に届きうる弾道ミサイルを保有する懸念国がかかわる地域紛争に米軍が介入した場合でも、米国本土の安全は確保されていることから、軍事行動に対する国内の否定的意見を封じることができ、同盟国または友好国の安全を確保するための通常戦力行使が容易となるのである。

欧州諸国においては、NMDによって米国本土の安全が確保されれば、米国と欧州同盟国の間で安全保障上の「デカップリング」が生じる危険があると指摘する意見もある。この文脈におけるデカップリングとは、米国の対外関与の度合いが低下し、米国の同盟国に対する防衛コミットメントが低下することを意味する。確かに、NMD配備によって、米国本土の安全が対外関与なしに保たれるとの認識が生まれれば、こうした問題も生じるかもしれない。しかしながら、NMDはあくまで懸念国の弾道ミサイル脅威に対処する防衛網であり、ロシアの弾道ミサイルや増

強された中国の弾道ミサイル戦力から米本土を防御できるものではない。したがって、米国がその安全保障を全うしようとすれば、依然として、中口に対するものを含め、何らかの対外関与から逃れることはできない。さらに、前述のとおり、NMDが配備されれば、米国は、本土への攻撃を恐れることなく地域紛争に介入することができる。それゆえ、デカップリングが生じる可能性は低いと考えられる。

このように、懸念国との関係で見ると、NMDは、欧州や東アジアを問わず、同盟国向けの米国の軍事コミットメント、あるいは拡大抑止の信頼性を高めるものと見られるが、中口との関係では、欧州と東アジア諸国では異なる意義を持つ。中国の核戦力の影響が少ない欧州にあっては、ABM条約で米口が了解に達することができれば、NMDがもたらす否定的な問題の多くが解消される。ところが、東アジアにおいては、地域の安全保障上、中国の保有する核戦力のウエイトは大きい。しかも、米国がNMDに関していかなる政策を打ち出そうとも、中国はそのICBM戦力を増強していくと見ることができるが、NMDの配備は、そのテンポを速める危険性をはらんでいる。中国が、NMDの配備を見て、実際にICBM戦力の増強に拍車をかけるか否か、現在のところ不明であるが、こうした政策を採らせないためには、少なくともNMDに関する米中間の戦略協議を密にする必要があるだろう。